

エジプト全国女性評議会による新型コロナウイルス感染症についての政策 第2回報告書（抜粋）

エジプトでは、第2回トラッカー(追跡)を5月6日に発表しています。第1回分も含めて、3月14日から5月6日までの間の政策・プログラムの進展を、時系列に挙げています。特筆すべきことは、エジプトは、新型コロナウイルス感染症への対応で、ジェンダーの主流化を実践していることです。同時に、同国政府は、新型コロナウイルス感染症が女性・少女に及ぼすマイナスの影響に取り組む、国際運動のリーダー的役割を担っていることで、5月には、国連総会決議案も作成しています。

第1回報告以降(3月29日以降)の政府の主なアクションは、以下の通りです。

1. 医療専門家に月額手当の75%の増額。検疫所、熱・胸部の病院及び中央実験場の労働者に特別ボーナスの支給や女性医療従事者を含む、経済的給付の支給を大統領が表明(3月29日)
2. 金融規制当局は、3億1千万人に利益を与える、以下の小口金融に関する決議を発布(3月29日)
 - (1) 小口金融利用者の期限が来ている返済を、50%減額か、または返済猶予
 - (2) 期限通りに返済している小口融資利用者に対する手数料の免除
3. インターンへのボーナス増加及び女性医師を含む、保健部門への追加サポート(4月2日)
4. 精神的サポートを提供する二つのホットラインを開始(4月5日)
5. 非正規労働者へ500エジプトポンド(日本円約3,400円)を支給(受給者の40%が女性であった。)(4月5日)
6. 25万戸の新規住宅建設及び安全でない住居に住む人々に対する10万戸の住宅建設と女性受給者を含む社会保護政策を大統領が指示(4月6日)
7. 零細・中小企業機関は、企業が新型コロナ感染症からの生き残りやサポートのために、限定期間、例外的ローン提供を開始(2019年小プロジェクトの69%が女性に提供。51%の小口金融は女性に提供)(4月7日)
8. エジプト中央銀行は、今後20年間に中産階級への担保金融のため、500億エジプトポンドを支出(担保金融受益者の20%は女性)(4月9日)
9. 健康・人口省は、新型コロナ感染症に対する意識向上・感染した場合の必要な手段についてのガイダンスである携帯電話のアプリ「エジプトの健康」を開始(4月9日)
10. 内務省は4月初めにスタートさせた、「私たちは一つ」イニシアティブの第2フェーズを4月11日に開始
11. 新型コロナウイルス感染症に関する社会的汚名についての意識向上キャンペーン「い

- じめを止めよう。コロナウイルスは犯罪でない。」を4月11日に開始
12. 全国女性評議会は、健康・人口省、WHO、UNFPA、特別ニュース・エジプトトゥデイマガジンとともに、一般向けの医学的・科学的側面からの意識向上キャンペーンを開始(4月19日)
 13. 外務省及び移住省は新型コロナウイルス感染症問題のため他国で移動できなくなっているエジプト人の特別フライト提供に努力しているが、クウェートで移動できなくなっている270人の女性・子どもが優先。(4月20日)
 14. 情報通信技術 (ICT) 省は、女性に、eマーケット及びe商業への技術的エンパワーメントのための技術的ツールを含む、労働市場参加準備のための教育プログラムを開始(4月25日)
 15. 私企業部門も含むすべての関係者からの寄付金による、新型コロナ感染症で影響を受けた非正規労働者への金銭支援を行うイニシアティブを開始(4月13日)
 16. 健康・人口省は、家族計画キャンペーン・サービスに従事している人々に新型コロナウイルス感染症からの保護用具を提供(4月13日)
 17. 産業・通商省及び中小零細企業庁は、全国女性評議会からのノートに対する返答として、女性への政策に関するノートを起草しましたが、その重要なものは下のとおりです。(4月28日)
 - ①女性が家で販売できるよう、生産物のeマーケットの支援
 - ②女性へのオンライン訓練実施の可能性についての検討
 - ③先祖伝来の生産物品のように、女性が自らの家で行える金融・融資事業の促進・支援
 - ④インターネットによる、社会開発、人的部門(例えば、健康や識字教育事業)を通じての必要なサービスの提供の可能性の検討
 - ⑤中小零細企業庁地方事務所は、事業を所有し、かつ世帯の長である女性受益者にコンタクトして、新型コロナ感染症からのマイナスの影響を少なくするための、女性受益者や事業を支援する手段の検討
 - ⑥中小零細企業庁が提供するすべての電子サービスを女性が知りうるよう、メディア計画を準備すること
 - ⑦新型コロナウイルス感染症集団発生時に迅速に女性の状況に対応する政策の実施手段の検討に関して、全国女性評議会と調整すること
 - ⑧新型コロナウイルス感染症に大きく影響される女性を含むセクターについての必要な情報の提供、及び特に所帯の長である女性と小口融資において障害を持つ家族をケアする女性、を支援する即時の政策手段の検討
 - ⑨女性が多い自営業、及び特に商業事業部門への必要な支援を提供するために、企業の社会的責任 (CSR) 局を通じて、私企業と銀行業にコンタクトする手段の検討
 18. 検察は、人身取引犯罪とサイバー犯罪から女性・子どもを守るための枠組み内で、女性・少女の搾取訴訟の発生及び非合法手段による金儲けの追跡後即時の方策及び必要な法

的措置を取った。(4月29日)

19. 全国女性評議会は、Baseera センターとともに、国連女性機関の協力を得て、4月4～14日の間、新型コロナウイルス感染症大流行の影響に取り組むために、18歳以上の1518人の女性を対象に、電話調査を行った。調査結果は、この大流行はライフスタイルの変化を引き起こし、特に女性に対する暴力及び経済的インパクトが大きいことを確認した。回答者の33%が家族の問題が増加、19%が家族の暴力が増加、そして72%が家庭収入への影響を信じていること、さらに女性が費や家庭内での仕事の増加という結果が示された。(5月2日)
20. 司法省は、裁判所業務を一時中止したが、家庭裁判所のケースは続行との例外的決定を行った。(5月3日)
21. エジプトは、新型コロナウイルス感染拡大のこの時期に、女性・少女の状況への注視が広がる、国連での国際運動をリードしている。外務省と全国女性評議会は、人類が直面しているこの課題を克服するために、国際協力及び経験共有の必要性を強調する手段として国際運動を行っている。国際協力は、最も影響を受けている人々などへのインパクトを減らすために、新型コロナウイルス感染症拡大からの女性に対するすべての社会的マイナスの影響に取り組み、かつ予防措置を取るべきである。この観点から、グローバル・ヘルスと外交政策項目において、女性への新型コロナウイルス感染症の健康・社会的影響に迅速に対応するための総合的・強固な実施枠組みを創設する目的を持ち、新型コロナウイルス感染症大流行(パンデミック)の女性・少女へのインパクトに即時に対応する各国及び国際的努力を支持するために、国連総会に決議案を提出した。(5月4日)
22. 全国女性評議会は、国連女性機関の協力で、メンタル・ヘルス(心の健康)優先順位付けイニシアティブを開始(5月6日)

(文責：KFAW)